

令和5年6月26日

令和5年度国立研究開発法人国立循環器病研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センター「以下、(当センター)」は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度国立研究開発法人国立循環器病研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当センターにおける令和4年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は443件、契約金額は132億円である。また、競争性のある契約は207件(46.6%)、68.3億円(51.7%)、競争性のない随意契約は236件(53.3%)、63.7億円(48.3%)となっている。

令和3年度と比較して、競争性のない随意契約の件数、金額は共に増加した。調達全体に占める割合についても、件数、金額ともに増加した。競争性のない随意契約の件数が増加した主な理由として、診療材料に関して入札の結果不調となった品目についての随意契約及び新規採用品の次回入札までの期間に係る随意契約を行った件数が増加したこと(令和4年度契約件数97件、前年比で契約件数64件増、契約金額約15億円増)、原契約の変更契約に係る随意契約の件数が増加したこと(令和4年度契約件数30件、前年比で契約件数18件増、契約金額約2.7億円増)等が要因として考えられる。

表1 令和4年度の当センターの調達全体像

(単位: 件、億円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 比較増▲減 | |
|--------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (49.0%) 177 | (51.1%) 57.2 | (43.6%) 193 | (35.8%) 47.3 | (+9.0%) +16 | (▲17.3%) ▲9.9 |
| 企画競争・公募 | (4.1%) 15 | (14.4%) 16.1 | (3.1%) 14 | (15.9%) 21.0 | (▲6.7%) ▲1 | (+30.4%) +4.9 |
| 競争性のある契約(小計) | (53.2%) 192 | (65.5%) 73.3 | (46.7%) 207 | (51.7%) 68.3 | (+7.8%) +15 | (▲6.8%) ▲5 |
| 競争性のない随意契約 | (46.8%) 169 | (34.5%) 38.6 | (53.3%) 236 | (48.3%) 63.7 | (+39.6%) +67 | (+65.0%) +25.1 |
| 合計 | (100%) 361 | (100%) 111.9 | (100%) 443 | (100%) 132.0 | (+22.7%) +82 | (+18.0%) +20.1 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増▲減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(2) 当センターにおける令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は18件(8.7%)、契約金額は26.3億円(38.5%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は減少(▲13件)し金額は増加(+17.6億円)している。契約額の増加については複数年契約で契約額が大きい案件が3件(約2.4億円、約16億円、約3.3億円の3件で合計約21.7億円)あったことにより増加となっているが、契約件数は減少しているため競争性を確保するための仕様策定について一定の効果があったと考えられる。一者応札・応募の減少を図るために今後も引き続き競争性を確保するための仕様策定を一層進めていくこととする。

表2 令和4年度の当センターの一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 比較増▲減 |
|------|----|-------------|-------------|----------------|
| 2者以上 | 件数 | 161(83.9%) | 189(91.3%) | +28(+17.4%) |
| | 金額 | 64.6(88.1%) | 42.0(61.5%) | ▲22.6(▲35.0%) |
| 1者以下 | 件数 | 31(16.1%) | 18(8.7%) | ▲13(▲41.9%) |
| | 金額 | 8.7(11.9%) | 26.3(38.5%) | +17.6(+202.3%) |
| 合計 | 件数 | 192(100%) | 207(100%) | +15(7.8+%) |
| | 金額 | 73.3(100%) | 68.3(100%) | ▲5(▲6.8%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増▲減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

競争性のないことを原因として随意契約が継続している案件は、仕様書の検証を実施し(競争性が確保されていたか、競争性を確保するために仕様の変更ができなかったか等)、引き続き件数・金額の減少を図ることとする。

一者応札・応募は、件数は減少しているものの金額は増加しているため、より一層の競争性を確保できる体制を目指して、引き続き改善を図ることとする。

履行能力の確保と公平性・透明性を確保しつつ、引き続き①～⑥の取組を実施することで、一者応札・応募件数を改善し、適正な調達を目指す。【当該取組の結果、競争契約に占める一者応札件数割合を令和4年度と比して低下させる。】

- ① 仕様等策定委員会実施要領に基づく適正な仕様の策定に努める。
- ② 継続する一者応札案件について仕様の見直しにより競争性の確保に取り組む。
- ③ 一者応札となった場合にはアンケート、ヒアリング等により原因の確認に努める。
- ④ サウンディング実施要領に基づくマーケットサウンディングの実施(ホームページ等への公示)に努める。サウンディングに当たっては新規参加者に配慮した十分な情報提供を行う。
- ⑤ 過去の実績を競争参加資格とする場合は必要性を検討のうえ要件とするよう留意する。公募型企画競争における技術点において過去の実績を要求する場合は過度に評価しない配点とするよう留意する。
- ⑥ 「ここから調達」サイト等により新規参加事業者の調査に努める。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約基準額を超える随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、建物、機器において、崩壊、故障等の復旧、修理に伴うものなど、法人運営に支障をきたす緊急的な契約等及び審査会を開催するいとまがなく、全委員の過半数の意見を聴取することが困難な場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に審査を行うこととする。

【契約審査委員会による点検件数：少額随意契約を除く全ての案件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当センターでは、これまで調達に関する内部監査チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

マニュアルの内容について逸脱が無いが、監査室によりチェックをし、マニュアルの改訂を随時行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務経理部長

副総括責任者 財務経理課長

メンバー 企画経営課長、調達企画室長、調達企画専門職、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2回連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当センターホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。